

報道関係者各位

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査の結果について

令和 7 年 11 月 5 日（水）に三川町内で回収した死亡野鳥について、国立環境研究所（茨城県つくば市）において遺伝子検査を実施したところ、7 日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H 5 亜型）が検出されました（県内で今シーズン 1 例目）。

記

1 検査結果

県内で回収された死亡野鳥について、国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果は以下のとおり

回収日	回収場所	検査対象	遺伝子検査の結果	判明日
11/ 5（水）	三川町内	ノスリ 1 羽	H 5 亜型高病原性	11/ 7（金）

2 対応状況

現在、警戒レベル 4 での対応を行っており、環境省が指定した野鳥監視重点区域内において、野鳥の異常の監視を継続するとともに、県民への注意を喚起します。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。

【問い合わせ先】

環境エネルギー部みどり自然課

課長補佐（野生生物対策担当）佐藤

電話 023-630-3042

〔広報監〕 環境エネルギー部次長 高嶋